

逗子市都市計画基本図修正等業務委託
仕様書

逗子市環境都市部環境都市課

逗子市都市計画基本図修正等業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は逗子市（以下「発注者」という。）が実施する「逗子市都市計画基本図修正等業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものである。

(業務目的)

第2条 本業務は、逗子市都市計画事業の円滑化を推進するための基礎資料となる、既存の都市計画基本図数値地形図データファイルを最新の航空写真等を使用し、経年変化箇所の修正等を目的とする。

(準拠する法令及び規程等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、以下に示す関係法令・規程等に準拠して行うものとする。また、逗子市公共測量作業規程第17条に定める「作業方法に関する特例」により測量を実施する場合は、実施する測量方法と同様の手法で過去に公共測量を実施した実績がある場合に限って認めるものとする。

- (1) 測量法
- (2) 測量法施行令
- (3) 測量法施行規則
- (4) 都市計画法
- (5) 都市計画法施行規則
- (6) 地理空間情報活用推進基本法
- (7) 逗子市公共測量作業規程
- (8) 作業規程の準則
- (9) 国土基本図図式及び公共測量標準図式
- (10) 地理情報標準プロファイル/JPGIS2014
- (11) 日本メタデータプロファイル/JMP2.0
- (12) 国土交通省都市計画GIS導入ガイダンス（平成17年3月）
- (13) 個人情報の保護に関する法律
- (14) 逗子市財務規則及び諸規則
- (15) その他関係法令

(提出書類)

第4条 本業務着手前に、受注者は次の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届

- (2) 業務工程表
- (3) 実施計画書
- (4) 配置技術者等選任届及び資格・実績等調書
- (5) 登録証及び証明書の写し
 - ①ISO/JIS Q 9001 (品質マネジメントシステム)
 - ②ISO/JIS Q 14001 (環境マネジメントシステム)
 - ③ISO/IEC/JIS Q 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
 - ④JIS Q 15001 (プライバシーマーク)
 - ⑤ISO/IEC/JIS Q 20000-1 (情報技術サービスマネジメントシステム)
- (6) その他、発注者が必要と認める書類

(配置技術者)

第5条 本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため、次の技術者を配置するものとする。なお、受注者は、各資格証明書の写しを提示し、発注者の承認を得るものとする。

(1) 主任技術者

主任技術者は、都市計画基本図及び地理情報システムに精通し、かつ、次の資格・実績を有するものとする。

- ・測量士
- ・地理空間情報専門技術者 写真測量1級
- ・過去10年以内に神奈川県内の自治体において同種業務（都市計画基本図作成又は修正）に主任技術者として従事した実績

(2) 照査技術者

照査技術者は、都市計画分野における空間データの活用推進を図り、製品仕様書に従った品質評価を適切に監理するため、次の資格を有するものとする。

- ・空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会）
- ・技術士（建設部門ー都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）

(貸与資料)

第6条 本業務の実施にあたり、発注者は既存の都市計画基本図の成果とその他必要となる資料を貸与する。なお、電子データ等の授受については、原則LGWAN回線を利用したデータ交換サービスを利用するものとする。

受注者は貸与を受けた資料の所在及び管理状況を明らかにし、紛失、破損、汚損等のなきよう十分な管理を行わなければならない。万一、事故のあった場合には、受注者の責任において現状に復さなければならない。また、作業終了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 逗子市航空写真撮影成果（陰影部可視化済み写真地図データ含む） | 1 式 |
| (2) 数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500） | 1 式 |
| (3) 数値地形図データファイル（地図情報レベル 10000） | 1 式 |
| (4) 1/10,000 都市計画図 | 1 式 |
| (5) 都市計画台帳図 | 1 式 |
| (6) 隣接市町 都市計画基本図（横浜市・横須賀市・鎌倉市・葉山町） | 1 式 |
| (7) 都市計画情報データファイル | 1 式 |
| (8) 都市計画決定事項に関わる資料（都市計画決定図書等） | 1 式 |
| (9) その他、本業務に必要な資料 | 1 式 |

（関係機関への諸手続き）

第 7 条 受注者は、関係機関及び測量法等の規定にもとづく以下の公共測量の諸手続きの補助を行うものとする。

- (1) 隣接市町への測量成果の借用及び複製承認申請
- (2) 公共測量実施計画書（測量法第 36 条）
- (3) 公共測量成果の提出（測量法第 40 条第 1 項）
- (4) 公共測量の実施についての通知（測量法第 14 第 1 項）
- (5) 公共測量の終了についての通知（測量法第 14 第 2 項）

（精度管理）

第 8 条 受注者は、測量の正確さを確保するため、作業規程に規定された適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表を作成するものとする。

（土地への立入り等）

第 9 条 受注者は、本業務実施のために国有、公有又は私有等の第三者が所有する土地に立入る場合は、予め当該土地の所有者等の承諾を得るものとし、紛争の起らないように留意しなければならない。また、受注者は立入りやそれに類する行為が必要と予見される場合、実施する日程等を発注者に報告し十分な協議の上対応しなければならないものとする。

（安全管理）

第 10 条 受注者は、現地での測量作業において、作業従事者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第 11 条 本業務遂行中に第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の

責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(秘密の保持及び個人情報保護)

第 12 条 受注者は、業務の遂行上知り得た全ての情報を他に洩らしてはならない。また、この契約が終了または、解除された後においても同様とする。

(竣工検査)

第 13 条 受注者は、成果品とともに業務完了届・納品書を提出し発注者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。

また、発注者は、成果品の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項等との相違があると認めた場合には、期日を定めて受注者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受注者の負担とする。

(納入期限及び納入場所)

第 14 条 本業務の納入期限及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 納入期限 令和 8 年 2 月 28 日

(2) 納入場所 逗子市役所 環境都市部 環境都市課

(成果品の帰属)

第 15 条 業務で得られた成果（データ含む）は全て発注者に帰属し、受注者は、発注者の許可なく第三者に公表・貸与してはならない。

(データの消去)

第 16 条 受注者は、本業務により作成されたデータ等を業務完了後にはすべて消去しなければならない。ただし、発注者が特に保管管理を指示したデータについては、この限りではない。

(契約不適合責任)

第 17 条 発注者は、成果品について契約内容に適合しない事項（以下、「契約不適合」という。）がある際は、受注者に対して補修、代替品の引渡し等、履行の追完請求をすることができる。

2 追完請求は発注者が契約不適合を知った時点から 1 年間以内まで可能とし、受注者の故意又は重大な過失により契約不適合が生じた場合には 5 年間以内まで可能とする。

(疑義)

第 18 条 本仕様書及び準拠法令等に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

第 2 章 業務概要

(業務概要)

第 19 条 本業務における概要は、次のとおりとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 都市計画基本図修正 | 1 式 |
| ・ 逗子市全域 (17.28 km ² 、別紙 1 を参照) | |
| ・ 地図情報レベル 2500 | |
| (2) 縮小図編纂 | 1 式 |
| ・ 逗子市全域 (17.28 km ²) | |
| ・ 地図情報レベル 10000 (縮小編纂編集) | |
| (3) 都市計画情報データ更新 | 1 式 |
| ・ 逗子市全域 (17.28 km ²) | |
| ・ 都市計画情報データ更新 | |
| (4) 印刷図 | 1 式 |
| ・ 1/2,500 都市計画基本図 | |
| ・ 1/10,000 地形図 | |
| ・ 1/10,000 都市計画図 | |
| ・ 都市計画台帳 | |

(打合せ協議)

第 20 条 本業務の全般について発注者と受注者で十分な協議を行い、業務の内容、工程等について相互理解を得て、業務を遂行する上での計画・立案を行うものとする。打合せ協議は、初回・中間・納品の 3 回を原則とし、必要に応じて適宜行うものとする。

また、打合せ実施後は速やかに協議打合せ簿を作成し、発注者の承認を得たうえで提出を行うものとする。

(空間参照系)

第 21 条 本業務におけるデータの空間参照系等は、以下の定義に従うものとする。

- (1) 準拠する測地系は、世界測地系 (測地成果 2011) とする。
- (2) 水平位置の座標系は、平面直角座標系第 IX 系とする。
- (3) 垂直位置の標高は、東京湾平均海面を基準とする。

- (4) 図郭設定は、国土基本図図郭を標準とする。
- (5) データ作成基準日については発注者と協議の上、決定するものとする。

第4章 都市計画基本図修正

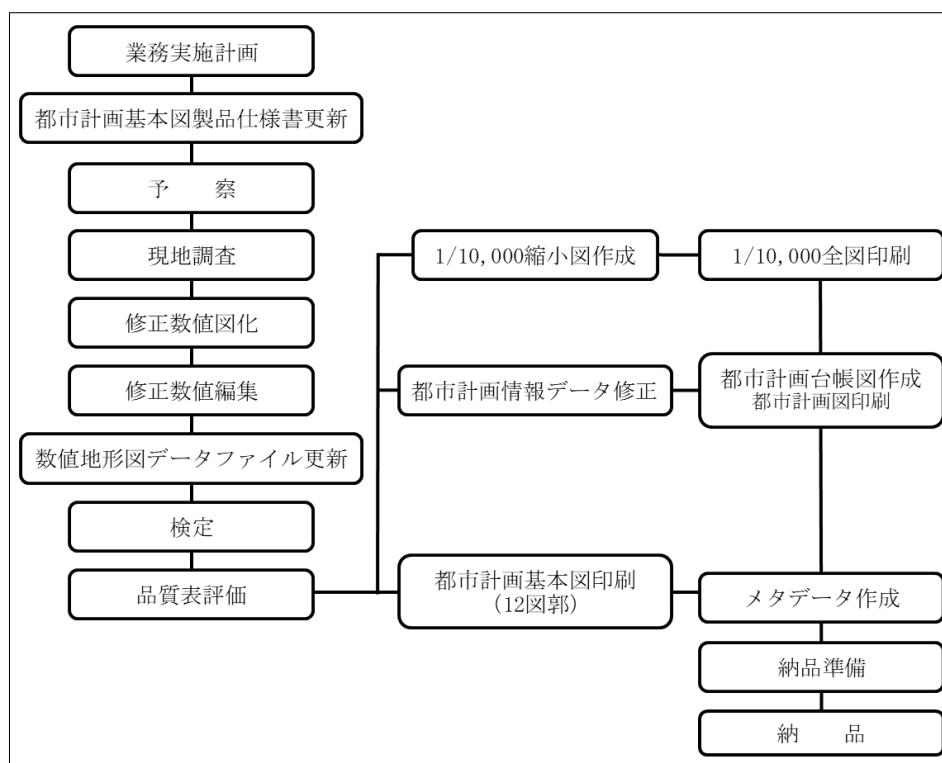
(要旨)

第22条 都市計画基本図修正は、発注者が貸与する空中写真撮影成果を基に、現在の数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）について経年変化部分の修正を行うものとする。なお、本作業にて取得する地形及び地物項目の詳細は、「公共測量標準図式・数値地形図データ取得分類基準表」によるものとする。

2 数値地形図データの要求精度は以下の通りとする。

取得レベル	対象地形地物等	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差
地図情報レベル 2500	道路・建物以外	2.50m以内	1.0m以内

3 本業務は次の作業フローに沿って実施するものとする。



作業フロー図

(製品仕様書更新)

第 23 条 製品仕様書作成は、国土地理院の地理情報標準プロファイル (JPGIS2014) に準拠して作成するものとし、関連するマニュアルやガイドライン等も参照して数値地形図データの製品仕様書を作成するものとする。作成する製品仕様書は、都市計画基本図修正の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。

項目	記載内容
概覧	測量成果の概要に関する情報を記載
適用範囲	製品仕様書の適用範囲・階層レベルに関する情報を記載
データ製品識別	測量成果の名称、作成日、問合せ先及び地理記述（地理空間的範囲）に関する情報を記載
データ内容及び構造	測量成果の内容と構造に関する詳細な応用スキーマ（UML クラス図等）について記載
参照系	測量成果の空間参照系及び時間参照系に関する情報を記載
データ品質	測量成果の品質要求・品質評価手順をデータ品質要素毎に記載
データ製品配布	数値写真・外部標定要素に関する符号化規則について記載
メタデータ	測量成果を説明するデータの作成仕様について記載
その他	上記事項以外に必要と認める情報について記載

(作業計画)

第 24 条 作業計画は、数値地形図の図化を行うにあたり、製品仕様書において定める品質を満たすため必要となる作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、作業計画に従った工程管理の上、適宜発注者に進捗報告を行うものとする。

(予察)

第 25 条 予察は、旧数値地形図データの点検後、空中写真と旧数値地形図データを基に経年変化箇所の抽出を行い、現地調査及び修正数値図化等の後続作業に必要な資料を作成するものとする。

- 2 修正箇所の抽出は、発注者が貸与する空中写真と旧数値地形図データをコンピューター内で座標調整を行い、ディスプレイ上に重ね合わせることで抽出を行うデジタル予察とし、経年変化箇所（基準点、各種名称等）をとりまとめた予察結果図として発注者に報告し、承認を得るものとする。
- 3 空中写真で地形を可視化しづらい陰影部を可視化させるために、陰影部のみに補正を施した陰影部可視化済み写真地図データ（別紙 2 参照）を使用し、地形変化について漏れない抽出を行う。

- 4 予察前には既存資料及び貸与資料の点検を行うものとし、その良否や矛盾、懸念事項に留意の上、作業を実施するものとする。

(現地調査)

第 26 条 現地調査は、都市計画基本図を修正するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行うものとする。調査結果は空中写真画像出力図等に記入し、修正数値図化及び修正数値編集に必要な資料を作成するものとする。なお、現地調査は以下の事項について行うものとする。

- (1) 予察結果の確認
 - (2) 空中写真上で判読困難又は判読不能な事項（地形、地物、名称等）
 - (3) 空中写真撮影後の変化の状況
 - (4) 図式の適用上必要な事項
 - (5) 注記に必要な事項及び境界
 - (6) 堅牢建物等（構造が RC、3 階以上の SRC 及び S 造の建築物等）
 - (7) その他特に必要とする事項
- 2 前項の内容を調査する場合、次の事項に留意するものとする。
- (1) 基準点の確認は必要に応じて行う。
 - (2) 植生及び植生界は、空中写真で明瞭に判読できないものを調査するものとする。
 - (3) 判読困難な凹地、がけ、岩等の表現上誤りやすい地形については、数値図化の参考となるように詳細に調査するものとする。
 - (4) 接合部分の調査及び調査結果の整理等については公共測量作業規程に準拠することとする。
 - (5) 現地調査に際しては、受注者発行の社員証等の身分提示できるものを持ち、業務目的等について明確に説明を行えるよう努めること。
 - (6) 現地調査対象箇所においては写真撮影による記録も行うこととし、撮影時はプライバシーに十分配慮して行うものとする。

(修正数値図化)

第 27 条 修正数値図化、予察結果及び現地調査結果に基づき、空中写真及び同時調整等で得られた成果により、デジタルステレオ図化機を用いてステレオモデルを構築し、経年変化等の修正箇所の修正データを取得するものとする。なお、作業実施にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 修正数値図化に用いるデジタルステレオ図化機は、所定の精度を保持できる性能を有するものとし、数値図化時にデータの取得状況や結線情報が図形としてモニタリングでき、かつ編集機能がついているものとする。
- (2) 修正数値図化は、線状対象物、建物、植生、等高線の順序で行うものとし、必

ずデータの位置、形状等をスクリーンモニターに表示し、データの取得漏れないように行うものとする。

- (3) 取得する数値図化データの分類コードは、公共測量作業規程の準則の付録7、数値地形図データファイル取得分類基準とする。なお、取得するデータには、公共測量作業規程の準則で定められている数値地形図データ取得分類基準表に従って分類コードを付するものとする。また、公共測量標準図式にない新規取得分類コードを採用した場合は、本業務で定めた内容に従い、分類コードを付するものとする。
- (4) 地形、地物は地図情報レベル 2500 の位置精度で取得する。
- (5) 変形地は可能な限り等高線で取得し、その状況によって変形地記号を取得するものとする。
- (6) 地形表現のためのデータ取得は、等高線法、数値地形モデル法又はこれらの併用法で行うものとする。
- (7) 修正数値図化データの点検は、これまでの工程で作成された数値図化データをスクリーンモニターに表示させて、空中写真、現地調査資料等を用いて行うものとする。
- (8) 修正数値図化時に疑問が生じた箇所は、次の事項について適宜現地補測を行って解決するものとする。

(修正数値編集)

第 28 条 修正数値編集は、修正数値図化により取得された数値地形図データを現地調査の結果等に基づき、図形編集装置を用いて旧数値地形図データとの整合性を図るため、接合・削除・訂正等の処理を行い、修正数値編集済データを作成するものとする。

- (1) 線形状(真幅道路、鉄道、河川等)のものについては連続されたデータとする。
また、橋梁、高架道路下等に位置する陰影部についても連続したデータとする。
- (2) 等高線データは、スクリーンモニター等により点検を行い、矛盾箇所等の修正を行うものとする。また、連続データとし、道路・建物・水部・人工斜面・被覆・地形変化等において間断フラグを付与するものとする。
- (3) 接合部におけるすべての表現事項は、一つの図形単位で行うものとし、その図郭線上においての不整合が無いよう同一地物の接点座標を一致させるものとする。
- (4) 修正済数値地形図データの点検は、スクリーンモニターまたは出力図を用いて行うものとし、論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。
- (5) 修正数値編集時に疑問が生じた箇所は、適宜現地補測を行い、発注者と協議の上、解決するものとする。
- (6) 数値地形図データの図郭のうち空白部については、隣接市町の 1/2500 都市計

画基本図データを使用し接合編集処理を行うものとする。隣接市町において都市計画基本図データがなく、1/2500 地形図原図がある場合には、地形図原図を基に都市計画基本図データを作成し空白部を埋めるものとする。

(7) 作成した 1/2500 数値地形図データは、整飾部も含め図郭単位で PDF 形式及び JPEG 形式等に変換を行うものとする。

(数値地形図データファイル更新)

第 29 条 数値地形図データファイル更新は、製品仕様書に従い、修正数値編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電子記録媒体に記録するものとする。

(成果検定)

第 30 条 成果検定は、発注者が指定する数値地形図データファイル(地図情報レベル 2500)について、3.0 km² (1 図郭相当：対象予定図郭は、作業完了後に発注者が任意に図郭指定するものとする)を検定技能の有する第三者機関による検査を受けるものとし、検定証明書を成果品に添付するものとする。

(品質評価)

第 31 条 品質評価は、製品仕様書に定めるデータ品質を満足しているか品質評価手順に基づき品質評価を実施し、品質評価表を作成するものとする。なお、品質評価の結果が品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。

(メタデータ作成)

第 32 条 メタデータ作成は、作業規程に準拠し、製品仕様書に従いファイル管理及び利用において必要となる事項について XML 形式で作成するものとする。

(各種データファイル作成及び調整)

第 33 条 各種データファイル作成は、本業務で作成された数値地形図データファイルについて、今後の庁内外での利活用を考慮し、DWG 形式、及び SXF 形式等の各種データファイルを作成するものとする。

2 受注者は本業務において作成及び修正した各種データファイルについて、発注者が運用する地理情報システム (ArcGIS Online) ヘデータセットアップ又はセットアップ可能なデータセットの作成及び調整を行うものとする。なお、調整においては発注者及びシステム管理業者と打合せ等を行うものとし、調整の諸費用は受注者の負担とする。

第5章 縮小編纂

(要旨)

第34条 縮小編纂は、本業務において修正した地図情報レベル 2500 数値地形図データファイルを利用し、公共測量標準図式に従い、数値地形図データを縮小編纂及び写真処理により各縮小図を作成するための作業を行うものとする。

(地図情報レベル 10000 縮小編纂編集)

第35条 地図情報レベル 10000 縮小編纂編集は、本業務で修正した数値地形図データファイルを基に図形編集装置を用いて、1/10,000 地形図図式に適合する線種、記号の変更、等高線の簡略化、注記・凡例等のサイズ・位置変更及び重複注記削除、図郭接合等の編集処理を行い、地図情報レベル 10000 縮小編纂数値地形図データを作成するものとする。

(数値地形図データファイル作成)

第36条 数値地形図データファイル更新は、製品仕様書に従い、縮小編纂済データから数値地形図データファイルを作成し、電子記録媒体に記録するものとする。

なお、作成した数値地形図データファイルは、今後の庁内外での利活用を考慮し、DWG 形式及び SXF 形式等の各種データファイルを作成するものとする。

第6章 都市計画情報データ更新

(要旨)

第37条 都市計画情報データ更新は、都市計画事務の効率化、窓口対応の迅速化を目的として、数値地形図データに整合させた都市計画情報データの修正を行い、最新の都市計画情報データを作成するものとする。

(都市計画情報データ修正)

第38条 都市計画情報データ修正は、本業務で修正した地図情報レベル 2500 数値地形図データファイルと既存の都市計画情報データを重ね合わせ、図形編集装置にて次項に示す都市計画決定情報について正確に数値計測を行うものとする。

2 更新する都市計画情報データは下記の項目とする。

- (1) 都市計画区域界
- (2) 市街化区域及び市街化調整区域界
- (3) 用途地域

- (4) 準防火地域
 - (5) 地区計画
 - (6) 土地地区画整理事業区域
 - (7) 第1種風致地区
 - (8) 第4種風致地区
 - (9) 生産緑地地区
 - (10) 特別緑地保全地区
 - (11) 近郊緑地保全区域
 - (12) 自然環境保全地域
 - (13) 歴史的風土保存区域
 - (14) 都市計画道路
 - (15) 都市計画公園
 - (16) 都市公園
 - (17) 都市計画広場
 - (18) 地区計画区域
 - (19) 都市計画河川
 - (20) 都市計画施設
 - (21) 都市計画関連属性等
- 3 重ね合わせの結果、地形地物の改変により都市計画情報の修正が必要と思われる箇所を抽出し、発注者に報告する。発注者は内容の確認を行い受注者はその回答内容を反映するものとする。
- 4 都市計画決定図書等を参考に更新を行い、都市計画情報データを作成するものとする。なお、業務履行中に新たに都市計画決定・変更が行われた場合は、発注者の指示のもと該当する都市計画情報データの修正を行うものとする。
- 5 作成する都市計画情報データは、テキスト・ポイント・ライン・ポリゴンの各要素でベクトル入力し、各データの整合、論理チェックを行うものとする。なお、入力形式はシェープファイルとし、発注者が運用する地理情報システム（ArcGIS Online）にて利用が可能となるよう、発注者と受注者が協議の上、必要な属性情報を付与するものとする。
- 6 都市計画情報データの修正について、地形地物の改変により都市計画情報の修正が必要と思われる箇所について、次の内容を網羅したデータ修正カルテを作成するものとする。
- (1) 箇所番号、図面番号
 - (2) 都市計画要素
 - (3) 修正箇所状況
 - (4) 修正前の箇所図

- (5) 修正後の箇所図
- (6) 修正資料（参考図）
- (7) 修正内容、事由
- (8) 参考資料（都市計画図書等）

第7章 印刷図

（要旨）

第39条 印刷図は、本業務で作成する各種成果を基に、各種地図の印刷用データ及び、印刷を行うものとする。

（印刷用データ及び印刷図作成）

第40条 印刷用データ作成は、本業務で作成する各種データファイルを基に、整飾版つきの印刷用のPDFデータを作成するものとする。なお、作成する図面は用紙サイズA0を標準とし、次の通りとする。詳細な仕様については、発注者と協議の上、決定するものとする。

- | | | |
|-----------------------------------|-----|-----------|
| (1) 1/2,500 都市計画基本図（図郭割図、別紙3参照） | 12面 | 合計 1,050枚 |
| (2) 1/10,000 地形図 | 1面 | ×500枚 |
| (3) 1/10,000 都市計画図（両面、表16色程度・裏1色） | 1面 | ×500枚 |
| (4) 索引図（1/10,000 地形図上に図郭割の線を表示） | | 10枚程度 |

（都市計画台帳作成）

第41条 本業務で修正を実施した都市計画基本図（地図情報レベル2500）及び都市計画情報データを重ね合わせ、窓口閲覧用の出力製本図（縮尺1/2,500）を作成するものとする。なお、仕様は次のとおりとし、詳細な仕様については既存する都市計画台帳を基に発注者と協議の上決定するものとする。

- (1) 索引図を作成するものとする。
- (2) A3サイズで作成するものとする。
- (3) 発注者と協議の上、注記データを反映するものとする。

第8章 成果品

（成果品）

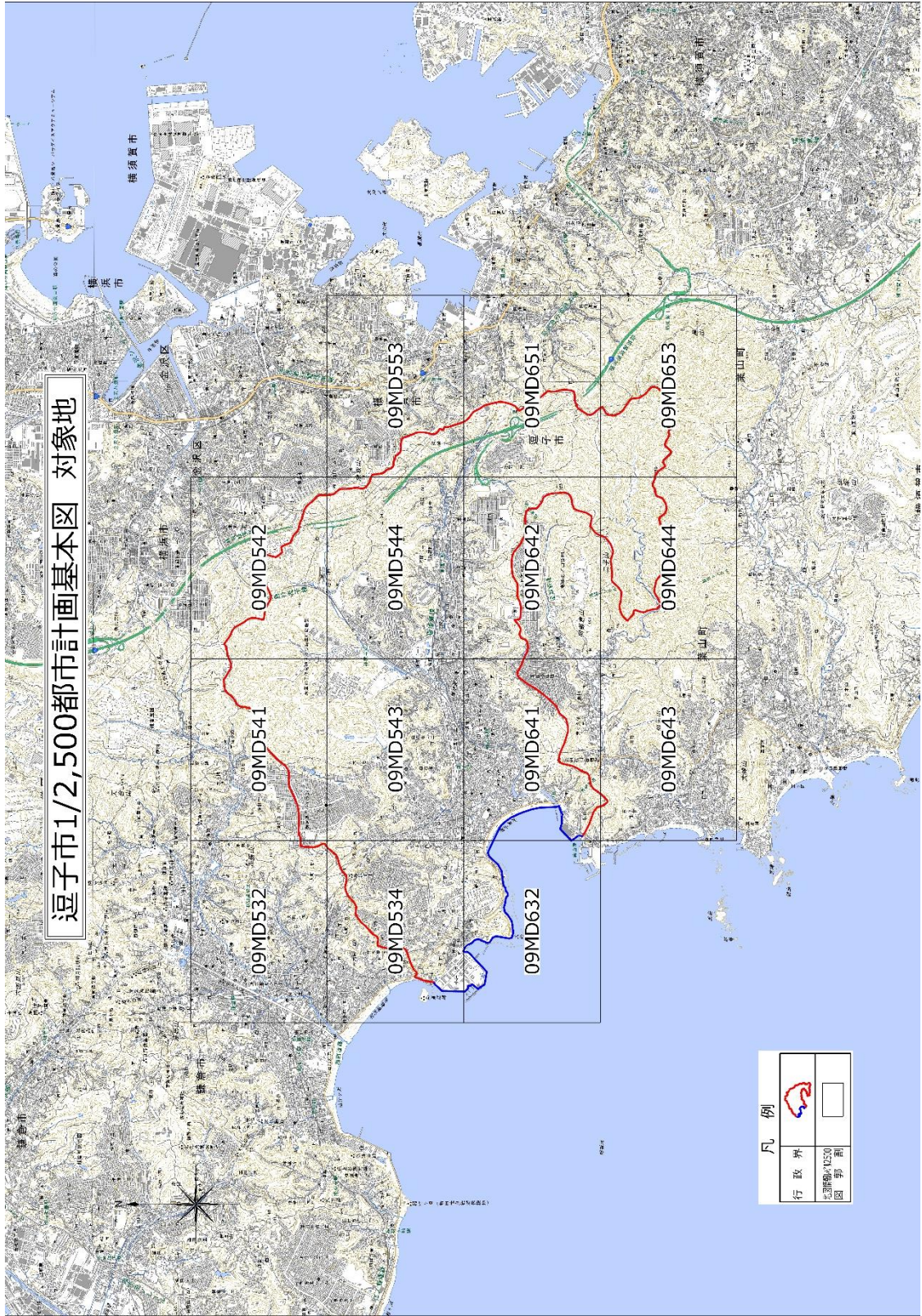
第42条 本業務の成果品は次の通りとする。なお、成果品データは電子記録媒体に格納し、

正、副、貸出用のそれぞれ 1 部ずつを提出するものとする。

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| (1) 都市計画基本図修正 | |
| ①製品仕様書 | 1 式 |
| ②予察結果図 | 1 式 |
| ③数値地形図データファイル (地図情報レベル 2500) | 1 式 |
| ④数値地形図データファイル説明書 | 1 式 |
| ⑤各種データファイル (DWG 形式、SXF 形式、データセット) | 1 式 |
| ⑥精度管理表 | 1 式 |
| ⑦品質評価表 | 1 式 |
| ⑧測量成果検定証明書 | 1 式 |
| (2) 縮小編纂 | |
| ①数値地形図データファイル (地図情報レベル 10000) | 1 式 |
| ②数値地形図データファイル説明書 | 1 式 |
| ③各種データファイル (DWG 形式、SXF 形式、データセット) | 1 式 |
| (3) 都市計画情報データ更新 | |
| ①都市計画情報データファイル (シェープファイル) | 1 式 |
| ②都市計画情報修正カルテ | 1 式 |
| (4) 印刷図 | |
| ①1/2, 500 都市計画基本図 (印刷用データ) | 1 式 |
| ②1/10, 000 地形図 (印刷用データ) | 1 式 |
| ③1/10, 000 都市計画図 (印刷用データ) | 1 式 |
| ④1/2, 500 都市計画台帳 (印刷用データ) | 1 式 |
| ⑤1/2, 500 都市計画基本図 (印刷図) | 1, 050 枚 |
| ⑥1/10, 000 地形図 (印刷図) | 500 枚 |
| ⑦1/10, 000 都市計画図 (印刷図) | 500 枚 |
| ⑧索引図 | 10 枚 |
| ⑨1/2, 500 都市計画台帳 | 2 冊 |
| (5) その他 | |
| ①メタデータ | 1 式 |
| ②打合せ記録簿 | 1 式 |
| ③業務報告書 | 1 式 |
| ④その他、発注者が必要と認めるもの | 1 式 |

以上

(別紙1)



(別紙2) 陰影部可視化済み写真地図データ イメージ
通常航空写真画像



陰影部低減処理後



(別紙 3) 印刷内訳

図面番号	面積 (km ²)	数量
09MD532	0.017	0 枚
09MD541	1.299	60 枚
09MD542	1.155	30 枚
09MD534	1.691	120 枚
09MD543	3.000	180 枚
09MD544	2.935	150 枚
09MD553	0.382	60 枚
09MD632	0.545	60 枚
09MD641	2.025	180 枚
09MD642	1.524	90 枚
09MD651	1.211	60 枚
09MD643	0.007	0 枚
09MD644	0.869	30 枚
09MD653	0.621	30 枚
都市計画基本図小計	17.282	1,050 枚

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。